

「令和4年（ワ）第10号損害賠償請求事件」の判決を受けて

市が業者2者と市の元職員を提訴した簡易水道事業に関する損害賠償等の請求に係る3件の訴訟事件のうち、市元職員個人単独を被告として提訴した「令和4年（ワ）第10号損害賠償請求事件」について、本日午後1時15分から盛岡地方裁判所において第3回口頭弁論が行われ、市の主張を認める判決が下されました。

まずは最初の判決において市の主張が認められ、真相の一端が明らかとなったことに一安心する一方で、被告である元職員は第1回口頭弁論において支払ができない旨を主張しており、他の2件の訴訟については、共同被告となっている業者と係争中で、予断を許さない状況であります。

今後も、市議会、市民の皆様に可能な限り情報提供しながら、債権回収と2件の訴訟に並行して対応し、真相究明に全力を尽くしてまいりたいと考えております。